

## 高崎駅東口栄町地区第一種市街地再開発事業 一般業務代行者の募集について

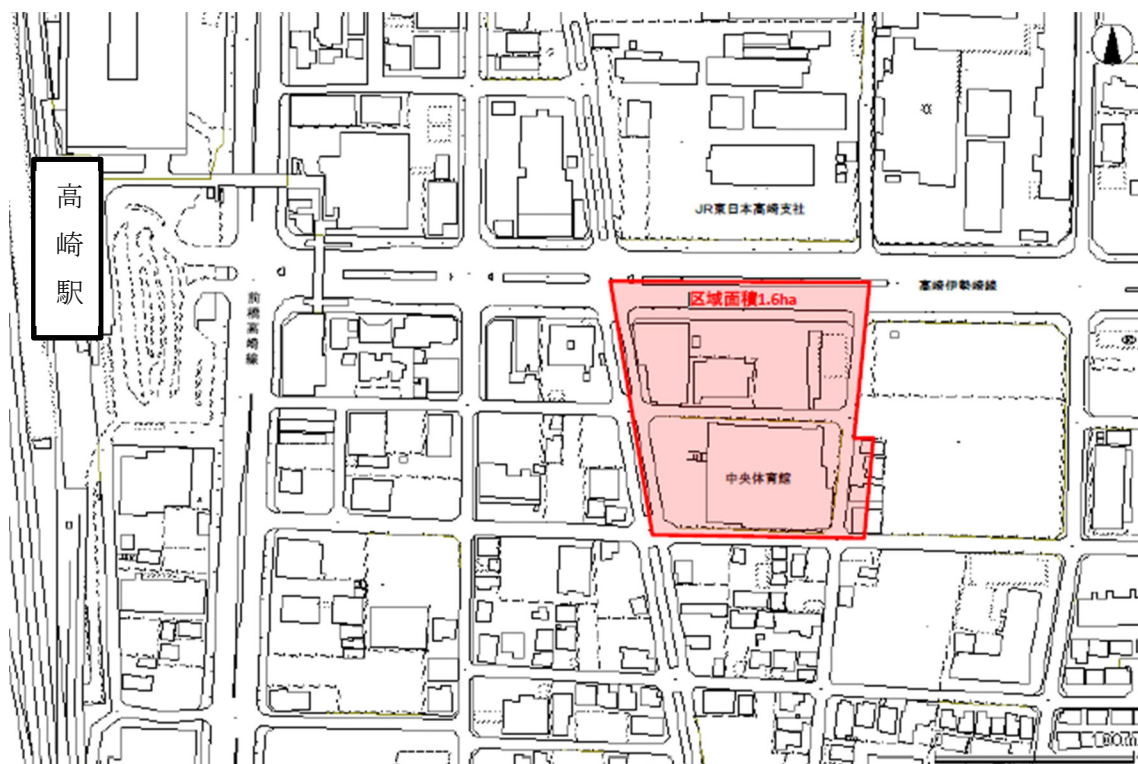
高崎駅東口栄町地区市街地再開発準備組合(理事長：富岡賢治)では、民間事業者の能力を活用して市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、平成8年7月22日付建設省都再開発154号・住街発第72号通達に基づく一般業務代行者を募集します。

一般業務代行者として本市街地再開発事業に参加を希望する事業者は、募集要項等に基づいて書類を作成し、応募してください。募集の概要は以下の通りです。

### (1) 地区、事業及び施行者の名称

- ① 地区の名称 : 高崎駅東口栄町地区
- ② 事業の名称 : 高崎駅東口栄町地区第一種市街地再開発事業 (予定)
- ③ 施行者の名称 : 高崎駅東口栄町地区市街地再開発準備組合
- ④ 施行地区の区域 : 群馬県高崎市栄町73-1外
- ⑤ 施行区域の面積 : 約1.6ha

### (2) 位置図



### (3) 一般業務代行の内容

一般業務代行者に依頼する業務は以下の通りです。

- ① 組合事務局支援業務 : 事務局事務 等
- ② 調査設計計画業務 : 調査・測量、基本設計の立案、基本設計、事業計画作成関連業務 等
- ③ 事業推進業務 : 事業資金の立替、都市計画手続関連業務、保留床取得者及び出店テナントの斡旋・仲介、権利者合意形成の支援、事業推進に関する支援 等

### (4) 応募資格

本募集に応募できる者は、事業の推進に必要な専門知識、資金力を有するものとし、代行業務の内容に応じて、その推進に必要な能力を有する民間事業者（不動産業者、建設業者、生命保険会社、信託銀行等）またはその共同企業体（JV）とします。なお、単体の事業者も共同企業体の構成員も、他の共同企業体の構成員として、重複応募することはできません。

### (5) 募集スケジュール

一般業務代行者募集の告知	平成 31 年 2 月 8 日（金）
募集要項等の配布期間	平成 31 年 2 月 8 日（金）～20 日（水）
参加意向表明書の提出期限	平成 31 年 2 月 20 日（水）
質疑期間	平成 31 年 2 月 20 日（水）～22 日（金）
質疑回答	平成 31 年 2 月 27 日（水）
参加辞退届書の提出期限	平成 31 年 3 月 8 日（金）
応募書類提出締切	平成 31 年 3 月 18 日（月）
書類審査結果通知	平成 31 年 3 月中旬（予定）
選定委員会（ヒアリング）	平成 31 年 3 月下旬（予定）
優先交渉権者決定	平成 31 年 3 月下旬（予定）
契約・業務開始	平成 31 年 4 月上旬（予定）

### (6) 募集要項等の配布

平成 31 年 2 月 8 日（金）から 20 日（水）の期間、事務局にて配布いたします。

（配布時間：8：30～17：15 土日祝日を除く）

電子メールにてご希望の方は、配布期間内に以下のアドレス宛に問合せしてください。

### (7) 事務局・問合せ先

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1

高崎駅東口栄町地区市街地再開発準備組合 事務局（高崎市都市整備部市街地整備課内）

電話：027-321-1273 e-mail：shigaichi@city.takasaki.gunma.jp

担当：小島、茂原、竹本（受付時間：8：30～17：15 土日祝日を除く）